

平成30年9月13日

茅ヶ崎市長 服部 信明
茅ヶ崎市教育委員会教育長 神原 聡

貴紙朝刊（平成30年9月9日付）の記事について

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴紙朝刊（平成30年9月9日付）の「財源不足「寄付」頼み 茅ヶ崎市立小中エアコン設置」と題する記事内容について、次の2点につきまして貴社の誠意ある御対応をお願いいたします。

1 学校教育法第5条「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その経費を負担する。」について

茅ヶ崎市では、市立小中学校の普通教室にエアコンを設置する事業を実施するに際し、計画的に予算を確保し、リース期間終了まで継続することが市議会でも承認されており、本件については寄付金が集まらなければ事業継続が行えないというものではなく、行政の責務の放棄ではありません。

また、近年、学校への様々な支援の機運が高まる中で、個人がその整備に関して寄付を申し出る、あるいは、自治体が寄付を募るといった事例は新しい取り組みとして増加しています。ふるさと納税が普及しつつある社会状況において、寄付金が共感できる目的に使用されるよう、「基金等への寄付」や「用途を明示した寄付」により意思表示を行い、住民税等の控除を受けるといった行為は一般的にも認められています。

2 用途を明示した寄付金について

本市の用途を明示した寄付の対象事業は、一般的なクラウドファンディングといわれる寄付金額に達しない場合は事業化しないものと異なり、本件につきましては事業として採択されたものを対象としているため、寄付金額にかかわらず実施するものです。記事では、この点の説明が不足し、事業の継続性について不明確な印象を読者に与えるものとなっています。

事務担当 財務部財政課財政担当
教育総務部教育施設課管理担当
電 話 0467-82-1111